

平成30年12月10日招集

第10回若桜町議会定例会会議録

(平成30年12月13日)

若桜町議会事務局

平成30年第10回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	平成30年12月13日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午後3時00分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番	君野 弘明	7番	山本 晴隆
	3番	青木 一憲	8番	中尾 理明
	4番	山根 政彦	9番	前住 孝行
	5番	山本 安雄	10番	川上 守
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番	君野 弘明	7番	山本 晴隆
	3番	青木 一憲	8番	中尾 理明
	4番	山根 政彦	9番	前住 孝行
	5番	山本 安雄	10番	川上 守
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	税 務 課 長	前田 弥生
	副 町 長	盛田 聖一	教 育 長	新川 哲也
	総 務 課 長	竹本 英樹	教育委員会次長	山口 由企夫
	町民福祉課長	藤原 祐二	にぎわい創出課長	谷口 国彦
	包括支援センター 所長	寺西 満	ふるさと創生課長	谷本 剛
	保健センター所長	山根 葉子	農林建設課長	佐々木 明仁
	会 計 管 理 者	上川 恭子	農林建設課参事	岩本 孝美
			農林建設課参事	森 雄一

会議の顛末

本会議（12月13日）

議長（川上守）

ただいまの出席議員数は10人です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第87号 平成30年度若桜町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第87号 平成30年度若桜町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第88号 平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第88号 平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第89号 平成30年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第89号 平成30年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第90号 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第90号 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第91号 若桜町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第91号 若桜町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第92号 特別職の職員等で非常勤のもの給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第92号 特別職の職員等で非常勤のもの給与に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第93号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第93号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第94号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第94号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第95号 若桜町税条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第95号 若桜町税条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第96号 若桜町使用料徴収条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第96号 若桜町使用料徴収条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり

可決されました。

日程第 1 1

議案第 9 7 号 若桜町立中学校等設置条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 9 7 号 若桜町立中学校等設置条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 7 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2

議案第 9 8 号 若桜町索道事業の設置等に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 9 8 号 若桜町索道事業の設置等に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3

議案第 9 9 号 若桜町営スキー場施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第 9 9 号 若桜町営スキー場施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 9 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4

議案第 1 0 0 号 鳥取県町村総合事務組合の組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第100号 鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

日程第15

議案第101号 若桜町教育委員会の委員の任命について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第101号 若桜町教育委員会の委員の任命について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第16

陳情第12号「安倍内閣の退陣を求める世界平和7人委員会のアピール」を支持する意

見書提出に関する陳情、陳情第13号 野外ステージ設置に関する陳情書、陳情第14号 豪雨対策、砂防ダムに関する陳情書、陳情第15号 待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書、を一括して議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、山本晴隆議員。

総務産業常任委員長 (山本晴隆)

若桜町議会報告第26号 総務産業常任委員会審査報告。1付託案件の名称、陳情第12号「安倍内閣の退陣を求める世界平和7人委員会のアピール」を支持する意見書提出に関する陳情。2審査の経過、平成30年12月10日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、12月12日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので結果を次のとおり報告します。

3審査の結果、当委員会に付託された陳情第12号は、不採択とすべきものと決定いたしました。

議長 (川上守)

教育民生常任委員会委員長、青木一憲議員。

教育民生常任委員長 (青木一憲)

若桜町議会報告第27号 教育民生常任委員会審査報告。1付託案件の名称、陳情第13号 野外ステージ設置に関する陳情書。2審査の経過、平成30年12月10日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、12月12日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので主なる意見と結果を次のとおり報告します。

3主なる意見、設置場所や規模については関係者と協議をしながら進められたい。

4審査の結果、当委員会に付託された陳情

13号は採択すべきものと決定しました。

若桜町議会報告第28号 教育民生常任委員会審査報告。1付託案件の名称、陳情第14号 豪雨対策、砂防ダムに関する陳情書。2審査の経過は27号と同じなので割愛させていただきます。

3主なる意見、今年7月豪雨で被害が出ている。今後被害を未然に防ぐためにも、砂防ダムの新設や浚渫などが必要である。

4審査の結果、当委員会に付託された陳情14号は採択すべきものと決定しました。

若桜町議会報告第29号 教育民生常任委員会審査報告。1付託案件の名称、陳情第15号 待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書。2審査の経過、平成30年12月10日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、12月12日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので結果を次のとおり報告します。

3審査の結果、当委員会に付託された陳情第15号は採択すべきものと決定しました。

議長（川上守）

ただいま委員長から報告がありましたが、これについて、質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行います。

陳情第12号「安倍内閣の退陣を求める世界平和7人委員会のアピール」を支持する意見書提出に関する陳情書について、討論はありませんか。

議員（中尾理明）

8番中尾。原案賛成。陳情に対する賛成討論。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を求めます。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、陳情第12号「安倍内閣の退陣を求める世界平和7人委員会のアピール」を支持する意見書提出に関する陳情に、賛成の立場で討論を行います。

私は陳情者、芳沢あきこさんが「世界平和7人委員会のアピール」の支持を求めるとしてありますが、陳情文を見る限り、実際は彼女自身が安倍内閣に対する厳しい批判意見と明確な意思表示をされたものであり、それに対する若桜町議会議員と議員一人一人の考えを問うものであると理解いたしました。

したがって、私は私なりに安倍内閣についての批判意見を以下のとおりに述べることによって役目を果たしたいと思います。

さて、一昨年来、国会における安倍首相の言動は常軌を逸し、暴走を続けています。中でも忘れてはならないことは森友・加計問題です。一国の公文書が改ざんされたにもかかわらず陳謝、反省の言葉だけで問題の究明に真剣に向き合わず、だんまりを続けています。

このたびの臨時国会で、我が党の辰巳孝太郎議員が、森友学園小学校建設予定地の国有地を8億円値引きする根拠の試掘報告書が写真を使いまわすなど、でたらめだらけであった新事実を突きつけた際、首相は答弁に立ちませんでした。説明できないような資料は、首相はその資格はないのではないのでしょうか。

そして、今回の臨時国会でも安倍内閣の、国会の役割を軽んじ、踏みにじるやり方は目に余るものがあり、その最たるものが出入国管理法改定案の強行です。この法案の4月施行を急ぐのは、総理のご意向だと法務省担当者が与党に説明し、与党も法案の衆院通過自体、首相の外遊日程に合わせたと言明していました。

国会の行政監視機能、法案審査機能を放棄させるこのようなやり方は言語道断です。以上、述べてきましたように、私は国会と国民そっちのけの政治、嘘とごまかしで政治を歪める安倍政権に、国政をこのまま託すことはできません。

私は陳情者の陳情趣旨に賛成に「安倍内閣の退陣を求める世界平和7人委員会のアピール」を支持する意見書提出に関する陳情の採択を望み、討論を終わります。

議長（川上守）

ほかに、討論はありませんか。

議員（前住孝行）

9番、前住。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を求めます。9番、前住孝行議員。

議員（前住孝行）

私は、原案反対の立場で討論させていただきます。この陳情趣旨内容に対して、確かに賛同する部分もあったりはするんですけど、総裁選挙のほうで結果が出ております。

意見書提出するほどでもないというふうに考えまして、討論させていただきました。以上です。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

陳情第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第12号は、委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方はご起立をお願いいたします。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、陳情第12号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

これより討論に入ります。

陳情第13号 野外ステージ設置に関する陳情書について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第13号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第13号は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第13号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

これより討論に入ります。

陳情第14号 豪雨対策、砂防ダムに関する陳情書について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情14号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第14号は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第14号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

これより討論に入ります。

陳情第15号 待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第15号を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第15号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第15号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第17

議員提出議案第12号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。9番、前住孝行議員。

議員（前住孝行）

議員提出議案第12号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、であります。

この条例についてでありますけれども、人事院勧告を受け、国家公務員の特別職の給与改定に準じて、別紙のとおり若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正することについて、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により、提出するものであります。

平成30年12月13日提出。提出者、若桜町議会議員前住孝行。賛成者、若桜町議会議員川上守であります。

概要を説明させていただきます。次の表の改正前の欄中の下線に引かれた部分を、当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中の下線に引かれた部分に、改めるものであります。

細かな数字は申し上げますが、期末手当の支給月額を0.05月引き上げ現行3.3月を3.35月にするものであります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（中尾理明）

8番、中尾。反対討論。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、議員提出議案第12号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に反対であります。

このたびの期末手当の改定は、現行の月数を0.05か月引き上げる提案です。これは一昨年0.3か月、昨年0.05か月引き上げに続く連続の引き上げ案であります。

私はこのような引き上げを行うことに反対です。即ち、議員報酬の期末手当の引き上げによる年間の議員報酬総額の引き上げという形になり、賛成できません。

そもそも議員報酬は、非常勤の特別職であるため給料ではなく報酬です。議員報酬は労働の対価としての給料ではないので、単純に金額の多寡は論じられないと考えます。今回の提案は8月に出された今年度の人事院勧告に基づき、それに沿った改定案の提案です。人事院勧告の基礎資料についての私の見解は、11月26日に開催の、第9回臨時議会補正予算反対討論の際、私の評価を申し上げましたので割愛します。

前段で述べたように、議員報酬については金額の多寡は一概には言えません。国内の経

済状況は一部大企業が史上最大の利益を上げていますが、利益に対する社会的再配分が伴っていないことが大きな批判の声となっています。

また、その一方で安倍政権のもとでパートを含む労働者全体の実質賃金は18万円減少し、依然働く人の生活は大変な状態が続いています。来年10月からは消費税が10%に増税され、そのしわよせが町民の暮らしを直撃し、生活困難を招くことは明らかです。

私たち議員は、今なお消費を控え必死に暮らしている町民の気持ちに寄り添わなければなりません。そうした立場から私は期末手当の引き上げ、結果的に何人かの議員報酬総額の引き上げにつながる今回の提案に反対するものです。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

議員（山本安雄）

はい。反対です。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。5番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

原案反対の討論をいたします。議会基本条例に基づいて毎年それぞれの議員が検証をしております。少しずつ皆さんのペースは上がってきておるということではございますが、このたび議会改革、議会改革調査特別委員会を設置いたしました。

この中におきましては、この基本条例についても議論されるものと思っております。この条例の中には報酬についても記載がございます。あわせてここも議論されるものと思っております。人事院勧告全てに従うということが果たしてどうなのかというところも議論

対象としていただきたいと思います。よって本定例会中での改正には反対をいたします。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

議員提出議案第12号 若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立お願いします。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議員提出議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第18

議員提出議案第13号 若桜町議会傍聴規則の一部改正について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。4番、山根政彦議員。

議員（山根政彦）

議員提出議案第13号 若桜町議会傍聴規則の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年12月13日提出。提出者、若桜町議会議員、山根政彦。賛成者、若桜町議会議員、前住孝行。

提出の理由ですが、会議を傍聴する場合の手続きにおいて、個人情報保護の観点から現行の傍聴人受付簿でなく、傍聴人受付票に改めるため、若桜町議会傍聴規則の一部を改正するものでございます。

概要は、第4条中、現行の傍聴人受付簿を傍聴人受付票に改め、記入する内容は住所及び氏名とし年齢は削除するものです。なお、運用として傍聴人が傍聴人受付票を受付箱に投函し、議会事務局において傍聴人の個人情報

報を管理し、傍聴人受付票は若桜町文書編さん保存規定に基づき10年間保存するものです。

また、第5条第3項中傍聴券の交付を受けた者は傍聴券に記入する内容は住所及び氏名とし、年齢は削除するものでございます。施行日は交付の日とするものでございます。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第13号 若桜町議会傍聴規則の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時45分 再開

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第19

議員提出議案第14号 若桜町議会事務局設置規則の一部改正について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。4番、山根政彦議員。

議員（山根政彦）

議員提出議案第14号 若桜町議会事務局設置規則の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年12月13日提出。提出者、若桜町議会議員山根政彦。賛成者、若桜町議会議員前住孝行。

提出理由でございますが、若桜町議会事務局に置くことのできる書記の職等を現状に合わせるため、若桜町議会事務局設置規則の一部を改正するものでございます。

概要は、第2条第2項中、一般職の非常勤職員及び臨時的任用職員を加えるものでございます。また、改正前の同条中第2項の嘱託員については、地方自治法第100条の2第1項に規定する特別職の非常勤職員にあたり、地方自治法の改正により若桜町特別職非常勤職員の報酬を定める条例に定めることが必要となり、現状では想定されていないため削除するものでございます。

施行日は交付の日とするものでございます。以上です。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第14号 若桜町議会事務局設置規則の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第20

議員提出議案第15号 待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書を議題とします。

趣旨説明を求めます。3番、青木一憲議員。

議員（青木一憲）

議員提出議案第15号 待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書。上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年12月13日提出。提出者、若桜町議会議員青木一憲。賛成者、若桜町議会議員山根政彦、同じく中尾理明、同じく梶原明、同じく川上守。

待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書。

2015年の子ども・子育て支援新制度実施以降においても、待機児童の増加、慢性的な保育士不足など保育問題は深刻化しており、保育・子育て環境の整備は待ったなしの課題となっている。

全ての子どもたちが安心して育つことのできる社会を実現するため、国においては予算を大幅に増額し、安心できる保育が実現されるよう、以下について要望する。

1、待機児童を解消し、地域の子ども・子育て支援を拡充するために、国として認可保育所の整備計画を立て、保育所等整備交付金の増額など支援の拡充、必要な財源措置を行うこと。

2、保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために、公定価格

の改善など必要な措置を行うこと。

3、保育の無償化の実施に当たっては、地方自治体の負担増にならないよう、国として必要な財源措置を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月13日、鳥取県若桜町議会。内閣総理大臣様、財務大臣様、厚生労働大臣様、文部科学大臣様、内閣府特命大臣様、衆議院議長様、参議院議長様。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第15号 待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第21

議員提出議案第16号 総務産業常任委員会の閉会中の調査研究について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。7番、山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

議員提出議案第16号 総務産業常任委員会の閉会中の調査研究について。当委員会は、

閉会中において下記事件の調査研究を行いたいので本議会の議決を求めます。

平成30年12月13日、提出者、若桜町議会議員山本晴隆。賛成者、若桜町議会議員前住孝行、同じく小林誠、同じく山本安雄、同じく君野弘明。

調査の内容、防災にかかわる地域コミュニティについての取り組み、ほか。

調査地、兵庫県丹波市。調査期間、次期定例会まで。経費、予算の範囲内。以上です。

議長（川上守）

質疑、討論を省略して採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第22

議員提出議案第17号 若桜町議会基本条例の一部改正について、を議題とします。

趣旨説明を求めます。6番、小林誠議員。

議員（小林誠）

議員提出議案第17号 若桜町議会基本条例の一部改正について、ということでございます。

別紙のとおり、若桜町議会基本条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出をするものでございます。

平成30年12月13日提出でございます。提出者、若桜町議会議員小林誠。賛成者、若

桜町議会議員、山本晴隆。

提出理由でございます。多様化する町の情報を把握し、施策を一つにする者の同士が集まることにより個々の議員力を高め、町民の負託に応えるために、会派制度を導入するものでございます。

概要といたしましては、ちょっとここに基本条例ありませんけれども、3条と4条の間に「会派を結成することができる」条文を挿入するものでございます。

それと、それによりまして、とりあえず4条以下が1つずつずれて4条が5条になり、5条が6条になるということで、ご理解をいただきたいと思います。施行日といたしましては公布の日からということでございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

議員（前住孝行）

9番、前住。

議長（川上守）

9番、前住孝行議員の質疑を許します。

議員（前住孝行）

まず、提案理由はわかりましたが、デメリットも考えられていると思います。デメリットについては、どのようなことがあると考えられておりますか。

議長（川上守）

答弁を求めます。6番、小林誠議員。

議員（小林誠）

デメリットを考えるために、私はこの提案をしたわけではない。あくまでも趣旨説明の中の思いを出しておりますし、そうすること

で、議員力やまた町民の信頼に応えられるような議会がつくれるかなということがまず第一だと思っております。

少し時間をいただけるのであれば、私の思いを少し喋らせていただきたいと思います。私もこの場に立ってはや5年が経ちます。そうした中で、若桜町の議会議員は何をすべきなのか、そういうことを毎日・毎晩自分の中に考えない日はありませんでした。

本当でこの町を良くするために我々は何をしたらいいのか、それが私の大きな悩みでございました。そして、それを果たすためには、自分1人の思いではなかなか町は動かない、そんな思いも感じながらこの4年間を過ごしてまいりました。

そして新しい体制になりました。先般の一般質問の中にも石破先生や舞立先生のお力がこの町に必要なだという議員の一般質問も2人もございました。私もそのとおりだと思っております。

以前、私はこの職員の時代に、この場におったときにその日の議員さんは「町長、町の金はおめえが取ってくるんだがな」平気でこの議員席から町長に向かって言われた議員は何人もおられました。

本当で、そんなことでこの町が将来救えるんだらうか、そういう思いを強くして自分1人の力ではどうしようもない、じゃあ、そんな思いが持てる議員が1つになって、町長と一体となってこの町を何とか将来20年、30年の町を描きながら進めないだらうか、そんな思いでこうして議員活動をしている中で、若い議員の方々が一緒にやって何とかという思いを感じましたので、あえてこの会にこういった条例の一部改正を提出したものでございます。どうかご理解をいただきたいと思います。

議長（川上守）

ほかに質疑はありませんか。

議員（前任孝行）

はい。

議長（川上守）

9番、前任孝行議員。

議員（前任孝行）

3回までは許されると思いますので、あと2問あります。提案理由の中に、町民の負託に応えるためとあります。しかしながら、第4条町民の参加及び町民との連携の前にこの会派導入の項目を持ってこられた理由がありましたらお願いします。

議長（川上守）

6番、小林誠議員。

議員（小林誠）

それこそ鶏が先なのか、卵が先なのか、じゃあ、我々議員は何をするのか、そのことだと思っております。ただ、この数年見ておりましたが、大切な議案についても議論にしても付度が反映される議会なんだなあと、そういうことを本当に感じております。

そうしたことは、やはり日頃から町民の皆さんともいろいろ意見交換をしております。そうした中で、せめて私の責任として、こういうことをやっていきたいという説明もしております。ただ、私の範囲はわずかでございます。これからは会派がつくれるのであれば、仲間の議員と広く活動をして、そうしたことの周知徹底も図っていきたいというふうに考えております。

議長（川上守）

ほかに質疑はありませんか。

議員（前任孝行）

はい。

議長（川上守）

9番、前住孝行議員。

議員（前住孝行）

最後に、議員力を高めるためということもありました。議員の権利でもあります一般質問というのがあるんですけど、それが少ない状況であります。その権利を十分行使しての、この提案なら私自身もわかるんですけど、この会派をつくることで、その一般質問の回数、件数っていうのはふえるんでしょうか。

議長（川上守）

答弁を求めます。6番、小林誠議員。

議員（小林誠）

私は議長ではありません。会派をつくる提案者でございます。それは月並みの表現もするのは当たり前で話なんで、ただ、先ほども言いましたけど、一般質問が議員の責任なのか、それをしたら議員の義務が務まるのか、私はその辺に大変疑問を感じてこの議会活動をしております。

町長に対して、あれもこれもせいや。そこには大きな金がある。じゃあ、その金を質問をした議員がせめて段取りでもする気があるんならいざ知らず、町の財政やいろいろなことを考えると、町長も多分大変な苦しい答弁をしておられると、私だったらはっきり駄目ですよ、こんなことは、言うけども、矢部町長も優しい面があるんで、かなり表現に苦勞をしておられるのかなという気はしております。

だから、この会派ができたら一般質問はふえるわけはありません。ただ、質を考えます。仲間とともに、じゃあ今の若桜の中で、どういうふうな質問をしたら、それこそ執行部に対してでも、実現できるのか、いろいろなことはやっぱり会派の中でいろいろ議論をして、

そして、必要な問題はある程度、指名でもしてやっていただくというような形は取っていきたくて、あれもこれもすることが、私は議員の活動ではないと思っております。以上です

議長（川上守）

ほかに質疑はありませんか。

議員（中尾理明）

8番、中尾。

議長（川上守）

8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

改正案の第4条に会派を結成できると書いてあります。しつこいようですけども、提出者の意図は結成が目的ではないかと伺います。

議長（川上守）

答弁を求めます。6番、小林誠議員。

議員（小林誠）

会派を結成することができるという、それこそ一部改正でございます。

会派をつくるためには、まだ、これからいろいろなハードルがございます。当然これの内規、例えば1人でも会派ができるのか、5人でないとできんのか、そういう内規もつくっていかねばならないと思っておりますし。

それと、これに伴って、当然、政務活動費というものが将来は必要になってくる。これはあくまでも条例化しないといけんと思っておりますので、じゃあ、なら、どういうふうな考え方でということは、またこれは皆で話をすればよい。

ただ、本当でこれから若桜町議員として対外的にも、また先ほど言いましたけど、先生方ともいろいろな動きをつくるためには強い

者も必要だと感じての考えでございます。

議員（川上守）

ほかに質疑はありませんか、

議員（山本安雄）

はい。

議長（川上守）

5番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

先ほど、議員提出議案の第12号の所でも討論いたしました。議会基本条例については、このたび設置しました議会改革調査特別委員会でその内容についても議論したようなことがあります。

この中にも、このたびの条例の一部改正についての、会派部分についても議論が含まれるものと私は思っております。今、提案者の小林議員のお話を聞きますと、その特別委員会の中で議論がされるであろうというところなのに、なぜ、この時期なのか、今までの話の中では、この時期でなければならないというようなことは伺えなかったわけですが、なぜこの時期なのか、お伺いいたします。

議長（川上守）

答弁を求めます。小林誠議員。

議員（小林誠）

なぜこの時期なのか、ということですが、私も、私はこの2期出たときからそういう思いと、それから9月には議長にも何とかこういうことがという話はもう既にしております。

なぜこの時期なのか、町は動いているんです。そして町に今、何をしないといけんかということすら理解できていない議員さんがおられることが大変に寂しく思っております。

議長（川上守）

ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

反対の方、はい、原案反対の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、議員提出議案第17号に反対です。私は本会議提出に至る経緯に触れさせていただきます。私が一番、この件提出に対して残念なことは、本定例会初日の全員協議会で会派の申出があり、協議の結果、議会運営委員会のメンバー2名とその他の議員2名が小委員会メンバーに選任され、昨日、第1回の小委員会が開催され、会派のメリット、デメリットをメンバー全員で意見交換し、次回の日程も決めていました。

しかし、にもかかわらず、本日午前の全員協議会に突然、いきなり議会基本条例の一部改正についての会派の条文挿入の提案がなされました。

全員協議会の申し合せのとおり小委員会が開かれ、次回の協議を進めようとしている矢先に、このような提案がなされたことは本当に残念でなりません。

議会初日、議会改革調査特別委員会が議決されましたが、全く頭越しに本会に提案がなされ、2重に腹立たしい思いを禁じえません。まさに議会改革を後退させる行為と言わなければなりません。

次に、会派について述べさせていただきます。さて、本議会で町並み整備調査特別委員会をつくり、全議員が立場の違いを相互に認めつつ、オール若桜町議会の精神で一致団結して、キラリと光る町づくりに取り組もうと

しているとき、会派をつくることによって、議員間の絆が亀裂を生じかねないと思うのは私だけでしょうか。

党派結成は議会での自由な意見交換、方位づくりに足かせとなりかねません。下手をすると、熟議することは時間がかかるだけだから、党派だけで意見集約が行われ、片づけられるような空虚な議論に終始する可能性さえあります。

また、結論が予測できるような議論は虚しい議論になりかねません。最後に私は強調します。全国的に、単独な町で会派が制度化されているのは、ごくわずかだと聞いております。

この間、議会事務局長ほか何人かで会派制を取っている香美町の調査に出られ、その資料を見せていただきました。香美町は3町合併による新しい町で議員16名です。広域の地域で会派をつくることもうなずけますが、若桜町のような比較的小さな町で、議員数10名という、わずかな議員数の町に、私は会派は不要だと考えます。

ついでに述べさせていただきますが、香美町の内規には、会派代表者会議の条文があり、会派の意見調整、連絡及び協議を行うため、代表者会議が設置されています。

若桜町はじめ、どこの議会でも議会運営委員会があり、オブザーバーが認められています。議会運営委員会と会派代表者会議の多少の違いがあるにせよ、議会運営上、屋上屋を重ねるようなことになりかねません。以上本議案に反対を表明し、討論を終わります。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。4番、山根政彦議員。

議員（山根政彦）

賛成の立場で討論を行います。このたびの若桜町議会基本条例の一部改正は、議員の活

動をするための新しい手法であり、全ての議員にその権利を与えるものであるというふうに思います。よって本議案に賛成をいたします。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。9番、前住孝行議員。

議員（前住孝行）

私は、この議案に対して反対の立場で討論いたします。まず、提案理由の、議員力を高め町民の負託に応えるためにという点に関しては、私自身も議員力を高めたいというふうに考えておりますので、その辺あたりは本当に賛同するものであります。

しかしながら、各政党の枠というのもあって、そこでも充分この提出理由の目的はクリアできるんじゃないかなというふうに思います。かえって、今それぞれの政党で活動をされていることが不十分であるとみずから言っているようなことになるのではないのでしょうか。

また、会派で協議をされることが良いふうに関ええますけど、意識を同じにした者同士が集るということは、反対意見が考えられないということになります。先ほどもデメリットを尋ねたんですけど、そんなことは考えてないということでは言われましたが、そうなる議論にはなりません。

それで、そういったデメリットを考えた上で町政を行っていかないと、今ある課題を後回しにして、また、新に課題を増やすことになりかねません。次世代のことをしっかりと考えて、子や孫が若桜町に誇りの持てるよう、そういった若桜町になることを願ひまして本議案に対して反対します。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

原案賛成の方の発言を許します。1番梶原明議員。

議員（梶原明）

1番、梶原でございます。私も会派制度賛成としての討論をさせていただきます。会派制度、既につくるような話の討論になっているように思いますけれども、会派制度自体は個々の議員に許された権利であると思います。そして、今後の若桜町をさらに良くするためにも、個々の議員資質を高めるためにも必要であると考え賛成とさせていただきます。以上です。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

議員（山本安雄）

はい。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。5番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

先ほども基本条例のことを発言させてもらったところでございます。先ほど梶原議員の方から、議員一人ひとりに権利であるということございまして、まさにそのとおりではあるかと思えます。

しかし、提出理由のところであります議員力を高め、町民の負託に応えるというところにつきましては、既にある基本条例の中にもいろいろと条項がございます。活動であれ、それと討論会もできるというようなことになっております。そういうことの議会改革をこれからまさに、議論していこうという中で、今ここで、ここで会派導入という条項を盛り込むことについては反対をいたします。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

議員（山本晴隆）

議長、賛成。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。7番、山本晴隆議員。

議員（山本晴隆）

私は、賛成の立場で発言します。会派をつくることは、町政を改革するためには大変必要だと考えます。個人の知恵や能力には限界があり、個々の意見を集めて1つの目標に向かって努力することが大変重要だと考えます。よって会派を結成できる条例文を入れることに賛成であります。以上です。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

これをもって討論を終結します。

議員提出議案第17号 若桜町議会基本条例の一部改正について、を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立お願いいたします。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議員提出議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第23

「閉会中の継続調査」について、を議題とします。

総務産業常任委員会、教育民生常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第10回若桜町議会定例会を閉会いたします。

午後 4時20分 閉 会